

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和4年6月1日現在における広島県後期高齢者医療広域連合の直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）。

令和4年6月21日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 島本 登夫



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項において準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

46,333人

- 2 法第291条の6第1項において準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

389,578人

- 3 法第291条の6第1項において準用する法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市 町 名	必要な有権者数
広島市	222,853人
呉市	60,720人
竹原市	7,049人
三原市	25,297人
尾道市	37,224人
福山市	127,235人
府中市	10,664人
三次市	14,139人
庄原市	9,559人
大竹市	7,505人
東広島市	50,309人
廿日市市	32,397人
安芸高田市	7,754人
江田島市	6,362人
府中町	14,449人
海田町	8,179人
熊野町	6,630人
坂町	3,515人
安芸太田町	1,733人
北広島町	4,994人
大崎上島町	2,025人
世羅町	4,385人
神石高原町	2,486人